

市府民税(普通徴収)第 4 期に係る口座振替不能通知の重複送付について(お詫び)

《 経緯 》

平成30年度市府民税(普通徴収)第4期の納期限(平成31年1月4日)の口座振替をしたところ、66件が、残高不足等の理由で口座振替できなかったため、対象者66人に対して振替不能通知書を1月11日付けで送付しました。

(口座振替請求件数は1448件,振替済件数は1382件,振替不能件数は66件)

15日に対象者の内1人から電話にて口座振替不能通知書が2通来ていると連絡があり、他にも同様の問い合わせがあったことから、同じものを2通送付していることが分かりました。

《 原因 》

庁内のプリンターで市民税のデータ入力し振替不能通知書を作成しようとした際、プリンターに他の課が使用したデータが残っていたため、振替不能通知書の打ち出しが出来なかった。そこで、プリンターのデータを一旦削除し作業を再開した。

(データ削除で他の課データと税務課データが共に削除されたと思っていたが、削除されたのは他の課データ分だけで税務課分は削除されていなかった)

担当者はデータがリセットできたものと認識し、再度、市民税のデータ入力をやり直し、作業を再開したところ、前の市民税のデータが残っていたため2通の振替不能通知書が印刷されたもの。

《 対応 》

対象者66人の内、連絡先の電話番号が分かる方については、直ちに謝罪と1通を破棄するよう連絡しました。

連絡先が分からない方については、1通を破棄するようお詫び文を送付します。

電話連絡がとれた方 32人 1/15現在

連絡が取れなかった方 34人

2重でお支払いがあった場合は、直ちに口座に返金します。

《 事故防止後の対応 》

今後送付の際は、データ入力件数と発送件数を確かめて送付するダブルチェック体制を整えます。

【お問い合わせ先】

税務課：納税係（内線 1132、1131）澤田・山本

☎0773-66-1025、FAX0773-63-9231

E - M a i l :

zeimu@city.maizuru.lg.jp